

特別定額給付金の申請期限について

【令和2年8月17日(月)まで】

1人10万円を給付する特別定額給付金の申請期限は8月17日(月)です。

申請期限を過ぎると給付が受けられなくなりますので、ご希望のかたは期限内の申請をお願いします。

給付金のサギにご注意ください！

役場や総務省などが以下のことを行うことは絶対にありません。

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

怪しいと思ったら、警察署へご連絡ください。

問合せ 総務課 行政担当 ☎62-1231

避難所における感染防止対策

もし地震や台風などの自然災害が発生し、避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期することが重要になります。

避難所は多くのかたが集まることから、感染拡大のリスクも高まります。避難所を開設する際は、十分な換気を行うなど、運営上の工夫をしたうえで開設します。

住民の皆さんにおいても、自助として、災害時の感染拡大防止についてご理解とご協力をお願いします。

○必要なものはできるだけ持参をお願いします。

- マスク
- タオル
- 歯ブラシなどの衛生用品
- 消毒液やウェットティッシュ
- 着替え
- 体温計
- 食料と十分な水分
- 毛布などの寝具
- スリッパ など

また、避難所では頻繁に手洗いうがいをすることや、せきエチケットなどの感染防止対策をお願いします。

○在宅避難について

自宅や親戚、知人宅での安全確保が可能な場合は、在宅避難もご検討ください。避難所へ行くことでかえって危険が伴う場合や感染リスクが高まる可能性もあります。

○健康状態の確認をする

自分や家族などの安全を確保した後に、次のような症状のあるかたは、以下の相談窓口へ連絡し、担当者の指示を受けてください。避難所内の感染拡大を防止するため、ご協力をお願いします。

- ・強いだるさ(けん怠感)や息苦しさ(呼吸困難)や高熱がある。
- ・高齢者や基礎疾患があるかたでせきや発熱などの比較的軽い風邪の症状がある。
- ・上記以外のかたで、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状が続いている(4日以上続く場合は必ずご相談ください)。

相談窓口はこちら

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

☎0570-783-770 受付時間：24時間(土日・祝日も実施)

秩父保健所 ☎0494-22-3824 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

皆さん一人ひとりの心がけが大切です。

今一度、ハザードマップなどを確認して平時の事前準備および災害時の対応を考えておきましょう。

問合せ 総務課 防災・情報政策担当 ☎62-1231